基準点から一三九度五一分四〇秒
三〇九九・八七一メートルの地点　一号
標柱一号から三四度〇〇分五八秒
九八九・五三〇メートルの地点　二号
標柱二号から五七度三四分〇五秒
一三二・三七九メートルの地点　三号
標柱三号から一〇二度三六分三一秒
六二七・一八三メートルの地点　四号
標柱四号から一四七度四二分二六秒
一三五・五八一メートルの地点　五号
標柱五号から一八五度一七分四一秒
一〇六・七六三メートルの地点　六号
標柱六号から二一五度五二分五八秒
一三七・一九三メートルの地点　七号
標柱七号から一八七度五〇分三三秒
五八四・八三二メートルの地点　八号
五　新潟県峠塩谷川地すべり防止区域
新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を塩谷川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
基準点から一六九度一四分三九秒
二八六七・七一七メートルの地点　一号
標柱一号から一四一度三四分二五秒
三七・八四四メートルの地点　二号
標柱二号から一九〇度一二分〇二秒
四〇・一八二メートルの地点　三号
標柱三号から二二三度四七分一九秒
一九八・一五二メートルの地点　四号
標柱四号から二八五度二一分〇九秒
三一四・四八九メートルの地点　五号
標柱五号から三五一度二〇分〇八秒
七七二・四三八メートルの地点　六号
標柱六号から二九二度五四分一五秒
四七・九六八メートルの地点　七号
標柱七号から三三六度二五分二〇秒
一七六・五三二メートルの地点　八号
標柱八号から七三度二七分四九秒
二四九・五九四メートルの地点　九号
六　新潟県塩谷地すべり防止区域
新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
基準点から一五〇度一四分三七秒
三一六四・七〇八メートルの地点　一号
標柱一号から二六六度五七分一八秒
二五七・四三七メートルの地点　二号
標柱二号から二九五度一七分四三秒
七一九・七七三メートルの地点　三号
標柱三号から三四二度五二分二二秒
一〇一五・六〇九メートルの地点　四号
標柱四号から一五度一二分三〇秒
四一〇・五四二メートルの地点　五号
標柱五号から一〇七度五六分〇一秒
一五五・二一九メートルの地点　六号
標柱六号から一五四度二五分三九秒
三九三・五五八メートルの地点　七号
標柱七号から一二三度一六分二七秒
二七五・六〇八メートルの地点　八号
標柱八号から一五三度五七分五一秒
五四九・一八三メートルの地点　九号
標柱九号から一五三度五七分五〇秒
二一一・四〇四メートルの地点　十号
標柱十号から一一一度五五分〇二秒
一三六・四八七メートルの地点　十一号
七　新潟県竹沢地すべり防止区域
新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を結んだ線、標柱二号と標柱三号を芋川左岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱三号と標柱四号を東川左岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱四号から標柱十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と標柱十二号を昭和三十六年建設省告示第千六百十五号及び平成十八年国土交通省告示第千四百四十六号で指定した新潟県油夫川地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から標柱二十一号までを順次結んだ線、標柱二十一号と標柱二十二号を芋川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱二十二号から標柱二十五号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と標柱一号を前沢川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
基準点から一六度〇六分一四秒
二二七六・六四一メートルの地点　一号
標柱一号から二三度三〇分一一秒
九五・三九四メートルの地点　二号
標柱二号から一三度一九分一二秒
二九五・〇六〇メートルの地点　三号
標柱三号から三三四度二〇分三九秒
八五二・七〇一メートルの地点　四号
標柱四号から二五三度四〇分四五秒
一九・九六三メートルの地点　五号
標柱五号から二三三度四〇分四五秒
三三八・七四二メートルの地点　六号
標柱六号から二一一度五七分〇三秒
一九六・三五五メートルの地点　七号
標柱七号から二五五度〇〇分四八秒
二一五・七七一メートルの地点　八号
標柱八号から三一四度三六分一〇秒
一二五・三三五メートルの地点　九号
標柱九号から二六三度四二分三三秒
四二六・三一七メートルの地点　十号
標柱十号から三三三度二三分三九秒
九四五・六二七メートルの地点　十一号
標柱十一号から四七度〇八分三九秒
一一七六・七六七メートルの地点　十二号
標柱十二号から七八度一五分三九秒
一九〇・六六五メートルの地点　十三号
標柱十三号から一七三度五八分〇一秒
五二五・七四四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇四度二三分一〇秒
五二三・一二一メートルの地点　十五号
標柱十五号から七七度五一分五九秒
四五四・四九八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一八一度三八分一五秒
三六六・七三〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から一三八度二六分四二秒
二五八・五六六メートルの地点　十八号
標柱十八号から一六三度四〇分一九秒
一五〇・七三一メートルの地点　十九号
標柱十九号から一二二度〇二分三五秒
九一・三三八メートルの地点　二十号
標柱二十号から八八度四六分〇五秒
一八七・二七〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一七六度一三分一一秒
三〇八・九三二メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一八六度三八分二七秒
五〇七・〇三〇メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一四七度四六分四五秒
二九六・九四三メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二〇八度一九分〇七秒
二七八・九六三メートルの地点　二十五号
八　新潟県下十二平地すべり防止区域
新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を芋川左岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱二号から標柱四号までを順次結んだ線、標柱四号と標柱五号を昭和四十六年農林省告示第千八百四号で指定した新潟県小芋川地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱五号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
基準点から一五一度四四分四五秒
三四六一・四四四メートルの地点　一号
標柱一号から一五度三二分〇一秒
三七九・一二五メートルの地点　二号
標柱二号から七六度五七分四一秒
二六八・〇六一メートルの地点　三号
標柱三号から一〇四度五五分四五秒
五三七・二七七メートルの地点　四号
標柱四号から二四四度一〇分五四秒
八八四・一八四メートルの地点　五号

○国土交通省告示第百二十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定した次に掲げる区域を廃止する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　平成十八年国土交通省告示第三百四十六号で指定した新潟県峠塩谷川地すべり防止区域

二　平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県池谷地すべり防止区域、新潟県**槍**木地すべり防止区域、新潟県小松倉前沢地すべり防止区域及び新潟県十二平地すべり防止区域

三　平成十八年国土交通省告示第五百六十二号で追加指定した新潟県下之沢地すべり防止区域

四　平成十九年国土交通省告示第千百八十八号で指定した新潟県塩谷地すべり防止区域

五　平成十九年国土交通省告示第千百八十九号で追加指定した新潟県峠塩谷川地すべり防止区域

六　平成二十一年国土交通省告示第七百十一号で指定した新潟県竹沢地すべり防止区域及び新潟県下十二平地すべり防止区域

七　平成二十一年国土交通省告示第七百十二号で追加指定した新潟県十二平地すべり防止区域、新潟県小松倉前沢地すべり防止区域及び新潟県**槍**木地すべり防止区域